

産業成長のための規制緩和 検討状況整理表

項 目	6-2 建築物の建築（耐震性能等）	
担当部局	くらし・環境部建築安全推進課	
企業からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法の日影規制の緩和 	
規制の 目的・現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日影規制は、中高層建築物が敷地の周辺に生ずる日影について一定の制限を設け、市街地における日照を確保し、居住環境を保護するために昭和 52 年に法律で規定され、商業地域、工業地域及び工業専用地域以外の用途地域において規制されている。 ・ 規制する対象区域、制限を受ける建築物、平均地盤面からの高さおよび日影時間の指定については、法で規定する中から条例で選択することとなっており、県では、静岡県建築基準条例により規制値等を選択している。 	
該当法令等	建築基準法第 56 条の 2、法別表第 4 静岡県建築基準条例第 48 条の 2	
他県の状況 (他県比較)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居系用途地域：住環境を保護するため容積率が低く指定されている地域は、他県と同じか厳しい数値。土地の高度利用を図るため容積率が高く指定されている地域は、他県と同じか緩い数値。 ・ 商業・工業系用途地域：他県と同じ数値。 ・ 白地地域：他県と同じか厳しい数値。 	
これまでの 見直しの状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 5 年 法改正により白地地域の日影規制が規定 ・ 平成 14 年 法改正により自然環境や低層住居環境を保全する区域について日影規制を強化 	
見直す場合 の手続き	静岡県建築基準条例の改正（パブコメ必要）、県内特定行政庁との調整 静岡県建築審査会への意見照会、予算措置（不適合率調査など）	
規制 緩和 による 影響	規制 する側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の居住環境に配慮する必要がある。 ・ 一定の日照の確保を約束された既土地建物所有者への説明責任
	規制 される側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の配置をより北側に寄せられる。 ・ 建物の高さをより高く計画できる。
規制緩和・見直 しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本規制は、日照が地域における住環境の重要な要素であるという観点から設けられている。条例で指定している数値は、国の通達等に即して、県内の各用途地域における容積率に応じて決定しており、日影規制の緩和により住環境を低下させるおそれもあるため、現状の規制を維持する。 	
規制を維持 する場合は その理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、法改正に応じた容積率の指定変更等の状況により、平成 5 年と平成 14 年に条例の改正を行っている。 ・ 基準に適合しない建築物を建築する場合、法に基づく許可を取得することで建築が可能となる場合がある。 ・ 静岡県建築審査会会長への意見照会でも、他県と比較してバランスがとれており、今の規制で問題ないとの意見をいただいている。 	